２　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要

［表略］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

［１～１の３　略］

［削る］

２　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

［表略］

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２～６　略］

３　［略］

３　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要

［表同左］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。

様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

［１～１の３　同左］

２　ＭＮＰ転送機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：秒）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

３　［同左］

［表同左］

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２～６　同左］

４　［同左］